

衆議院外務委員会（平成 21 年 6 月 24 日）質問要旨

衆議院議員 武正公一

（答弁者外務大臣）

- 1、カザフスタン セミパラチンスク核実験場ほか被爆者への日本政府の対応について
- 2、中央アジア非核地帯（セメイ）条約について
- 3、東南アジア非核兵器地帯（バンコク）条約について
- 4、拡大抑止（07.05.01 2+2 同盟の変革）について
- 5、核戦力体制見直し（NPR）について
- 6、「スポイラージャパン」について

日カザフスタン二国間関係
<p>政治関係</p> <p>(1) 国家承認日 1991年12月28日</p> <p>(2) 外交関係開設日 1992年1月26日</p> <p>(3) 日本大使館開館 1993年1月20日</p> <p>2001年1月1日 アスタナ出張駐在官事務所開設</p> <p>2005年1月1日 大使館をアルマティからアスタナに移転するとともに、アルマティに出張駐在官事務所を開設した。(在日カザフスタン大使館は96年2月22日に開館)。</p>
<p>経済関係</p> <p>(1) 日本の対カザフスタン貿易 (2007年：財務省貿易統計)</p> <p>(イ) 貿易額</p> <p>輸出 254億円</p> <p>輸入 472億円</p> <p>(ロ) 主要品目</p> <p>輸出 自動車、建設用・鉱山用機械</p> <p>輸入 合金鉄</p> <p>(2) 日本からの直接投資 (2007年までの累計：カザフスタン国立銀行)</p> <p>17億5300万ドル</p> <p>カスピ海のカシャガン油田開発には日本の国際石油開発(INPEX)も参加している。</p>
<p>文化関係</p> <p>両国間には当初旧ソ連との間で締結、その後カザフスタンとの間で承継した文化協定あり。)</p> <p>文化無償資金協力 9件</p> <p>①1993年度 アルマティ国立大学に対する語学学習機材 (48百万円)</p> <p>②1995年度 国立オペラバレエ劇場に対する楽器供与 (49.3百万円)</p> <p>③1996年度 メデオスケートリンクに対する氷面整備機材 (45.7百万円)</p> <p>④1997年度 カザフスタン国立外国語大学に対する日本語学習機材 (39百万円)</p> <p>⑤1998年度 国立カザフ大学に対する日本語学習機材 (29百万円)</p> <p>⑥1999年度 アルマティ国立高等音楽院に対する楽器供与 (48.2百万円)</p> <p>⑦2000年度 国立音楽アカデミーへの楽器供与 (49.8百万円)</p> <p>⑧2004年度 共和国宮殿 (同国最大規模の収容能力を有する国立の文化ホール) への音響機材供与 (49.8百万円)</p> <p>⑨2005年度 A・V・セレズニョフ名称アルマティ・バレエ専門学校に対する教育機材供与 (48.6百万円)</p> <p>その他、日本大使館を通じ広報・文化活動を実施。</p>
<p>在留邦人：122人 (2008年4月)</p>
<p>在日カザフスタン人数：168人 (2007年12月現在：法務省)</p>
<p>日系企業数： 約30社</p>
<p>二国間条約・取極：</p> <p>1994年4月 日ソ間で結んだ条約の承継を確認。</p> <p>1995年3月 カザフスタン政府が日本国政府に対して日ソ租税条約の適用を終了させる意思を通告。(これにより同条約は翌96年1月1日以後に開始する各課税年度の所得について失効。)</p> <p>2004年8月 日・カザフスタン技術協力協定署名 (2005年6月発効)。</p> <p>2008年12月 日・カザフスタン租税条約署名。</p>

軍事力によらない「非核の傘」で平和と安全 いまこそ「東北アジア非核兵器地帯」を

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※
(トラテロロコ条約)

中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラテンスク条約)

- 締結署名 2006年9月8日
- 発効 5か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)による批准から30日目に発効。
- 地帯の範囲 上記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)、及びこれらの上空
- 核保有国の対応 核兵器国に署名を開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締結国によるいかなる違反行為にも容赦しないこと」を定めている。

2006年9月8日、中央アジア5か国が、「中央アジア非核兵器地帯」条約に署名し、世界で5番目、北半球で初となる非核兵器地帯が誕生した。一國非核兵器地帯の地位を獲得しているモンゴルとあわせ、北半球に「非核の傘」が大きく広がった。
非核兵器地帯においては、核兵器の開発、製造、取得や配備のみならず、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇も禁止される。こうした地帯の設置は、軍事力に依存しない「非核の傘」によって、私たちの平和と安全を確実にしようとする試みである。中東、南アジア、東北アジアなど各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。北朝鮮の核実験という事態を受けたいまこそ、「東北アジア非核兵器地帯」の実現に向けて声を強めよう。

モンゴル非核兵器地帯地位

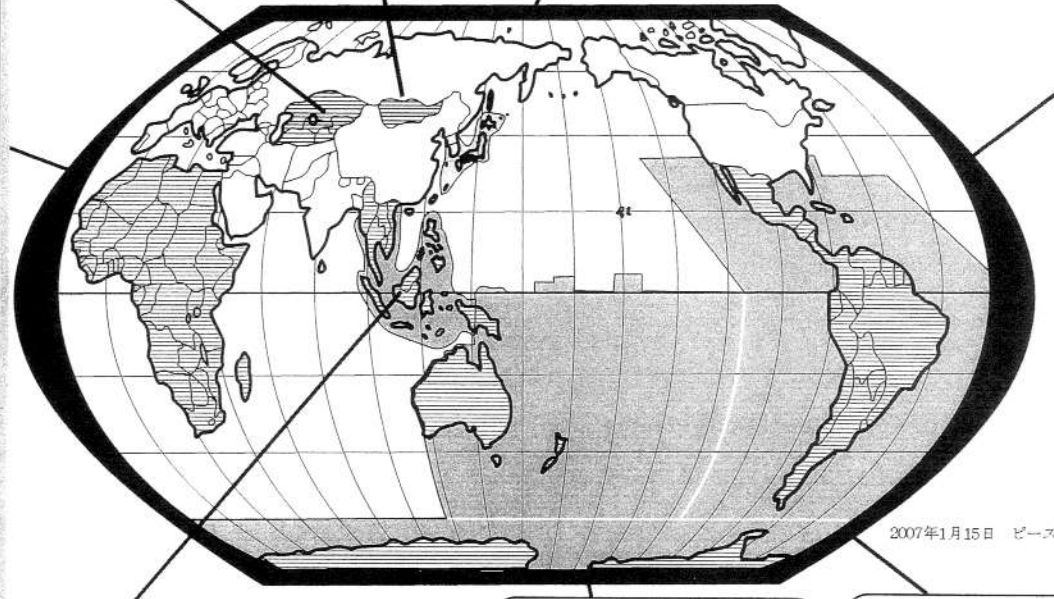
- 1996年12月4日 国連総会決議で一國の非核兵器地帯の地位を認知
- 2000年2月8日 国内法制定
- 現在、非核兵器地帯の地位に基づく二国間、または多国間協定を模索中

東北アジア非核兵器地帯(非政府提案)

- 1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
- 2004年、モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリダバ条約)

- 締結署名 1996年4月11日
- 発効 28か国(当時のアフリカ統一機構(OAU*))の過半数)が批准をすませたときに発効。
- 地帯の範囲 アフリカ大陸、OAU**のメンバーである島しょ国、およびOAU**の決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。(地図は、付属書Iに基づいて作成した。小島は示されていない)
【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書Iにただし書きが加えられている。この中に半環基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。
- 地帯内に位置する国・地域 フラゲラ諸島、アルジェリア、バハマス・ダクティン、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイール)、コートジボワール、シラチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーゴスラビア、ガボン、ガンビア、カーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアンド・ド・カス、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAU脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セيشェル、シエラ・レオネ、ソマリア、南アフリカ、スウェーデン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トモリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバル、シンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた)
- 加盟国 30か国が署名、30か国(アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボワール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、シンバブエ)が加盟。
- 核保有国の対応 議定書Iでは、条約締結国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書IIは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。※2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行した。



2007年1月15日 ピースデポ作成

東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

- 締結署名 1996年12月15日
- 発効 1997年3月27日
- 地帯の範囲 東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域(以下)の区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)
- 地帯内に位置する国・地域 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

- 【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)
- 加盟国 上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。
- 核保有国の対応 5つの核兵器国に対して「条約締結国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域でも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国も難色を示している。

南極条約

- 締結署名 1959年12月1日(ワシントン)
- 発効 1961年6月23日
- 地帯の範囲 南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
- 地帯内に位置する国・地域 なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。
- 加盟国 5つの核兵器国を含む45か国。

南太平洋非核兵器地帯条約(ラロトンガ条約)

- 締結署名 1985年8月6日
- 発効 1986年12月11日
- 地帯の範囲 条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれに基づいて地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に海がぶオーストラリア領
- 加盟国 上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。
- 核保有国の対応 条約締結国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2.3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

- 地帯内に位置する国・地域 オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニューゼーランド(NZ)、バブア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)
【注】その他に植民地下の領土ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月)「南太平洋フォーラム」(旧名)を前身として、加盟国が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオにも加盟の資格がある。

※1960年に現在の名称に変更された。

共同発表 日米安全保障協議委員会

同盟の変革： 日米の安全保障及び防衛協力の進展 (仮訳)

2007年5月1日

[英語版はこちら](#)

ライス国務長官
ゲイツ国防長官

麻生外務大臣
久間防衛大臣

I. 概観

日米安全保障関係は、日本の防衛の基盤であり、アジア太平洋地域の平和及び安全の要である。安全保障協議委員会(SCC)の構成員たる閣僚は、過去2年間の安全保障協議委員会の会合及び発表文において示された展望に従って、二国間の安全保障及び防衛協力が近年進展していることを歓迎した。2006年7月のミサイル発射及び同年10月の核実験を含む北朝鮮による挑発は、常に変化する安全保障環境において同盟が引き続き有効であることを確保するためには、日米同盟の変革が重要であるということを確認に認識させるものである。

閣僚は、現在の拡大する日米協力が、数年前に始まった同盟の更新及び強化のためのこれまでの努力によって可能となったように、両国が現在同盟に対して行う投資によって、平和及び安全に対する将来の課題に対して、同盟が効果的に対応することが可能となることを認識した。

さらに、閣僚は、相互協力及び安全保障条約の伝統的な役割の重要性を強調した。同条約は、日本政府に対する米国の安全保障を確かなものとしつつ、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスを可能としてきた。米国の拡大抑止は、日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである。米国は、あらゆる種類の米国の軍事力(核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。)が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。

この文脈において、閣僚は、新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し深化する必要性を強調した。閣僚は、また、秘密を保護するためのメカニズムを強化することとした。

安倍晋三総理大臣及びジョージ・W・ブッシュ大統領は、2006年11月18日に会談し、日米二国間の安全保障協力、特に弾道ミサイル防衛(BMD)の分野における協力の検討を求め、2007年4月27日の首脳会談においてその重要性を改めて強調した。閣僚は、本日、共通戦略目標及び同盟の変革の文脈において、この議題に焦点を当てた。

閣僚は、また、日本の防衛組織の庁から省への移行及び自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化を歓迎した。